

西尾市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実、強化等を図るため、西尾市消防団の活動に対して積極的に協力している事業所等への消防団協力事業所表示証の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、西尾市消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 消防団長は、表示証の交付を推薦する事業所等について、あらかじめ当該事業所に表示証交付の希望を確認し、西尾市消防団協力事業所推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。

(審査及び表示証の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があった場合において、消防関係法令に違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該事業所等に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の表示)

第5条 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映

像その他の広告

- 2 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第6条 表示証の交付に際して、市長は、西尾市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第7条 表示の有効期間は、原則として、表示証の交付日から2年又は第8条の規定による表示証の交付の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

- 2 表示証の有効期間が満了したときは、第5条に規定する表示を行うことができない。

- 3 協力事業所は、有効期間の満了した表示証を速やかに市長へ返還しなければならない。

- 4 協力事業所は、同条第1項に規定する表示有効期間満了に伴い、表示有効期間の更新を希望する場合は、表示有効期間満了日前に西尾市消防団協力事業所表示証交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 5 市長は、前項の申請があった場合において、第4条の規定による表示証の交付に適合しているときは、表示証の表示有効期間を更新し、当該協力事業所に西尾市消防団協力事業所表示証表示有効期間更新通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(表示証の交付の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力事業所に表示証を返還させるものとする。この場合において、市長は、当該協力事業所に対し、表示証の返還及び表示の中止を求める理由を西尾市消防団協力事業所表示証返還通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) その他表示証を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

- 2 前項の規定により表示証の返還を求められた協力事業所は、速やかに表示証を市

長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。